

令和7年度 第1回 総合教育会議

令和8年2月16日（月）

会議次第

- 1 令和8年度主要事業案について
- 2 東大阪市立学校園の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置
実施計画について
- 3 その他

令和8年度教育に係る主要事業案

令和8年2月16日

教 育 委 員 会

校内教育支援ルーム（SSR）支援員配置事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

学校問題解決のための支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(仮称)東大阪市学校問題解決こどもファーストチーム

新たな学び推進支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

校内教育支援ルーム（SSR）支援員配置事業

事業目的 市立小中学校の校内教育支援ルーム（SSR）に支援員を配置し、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、学校には登校できるが教室に入れないなどの不登校傾向の児童生徒、心理面などに様々な不安を抱える児童生徒に対して学級以外で過ごせる居場所を確保し、学習支援や相談支援を通して不登校の未然防止や不登校児童生徒の登校復帰を支援する。

事業概要

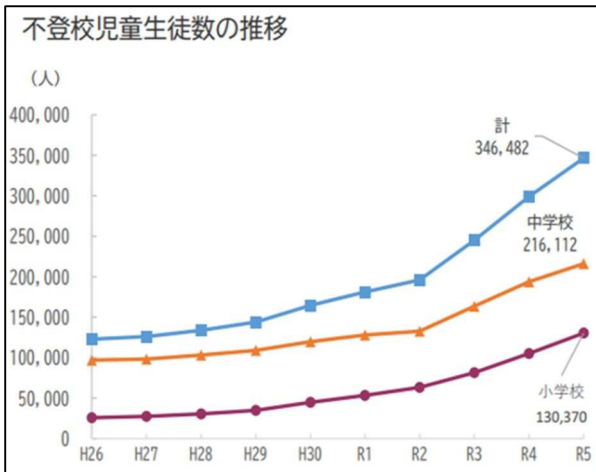
- ・全中学校区に1名のSSR支援員を配置する。
（R7年度15名）→（R8年度25名）
- ・中学校区内の1つの拠点校（小学校または中学校）を中心に学校内の居場所を日常的に確保し、中学校区の不登校支援に繋げる。
- ・対象の児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携しながら相談支援を行う。
- ・国、府の「校内教育支援センター支援員配置事業」の補助金を活用する。（令和7年度活用中）

【参考】

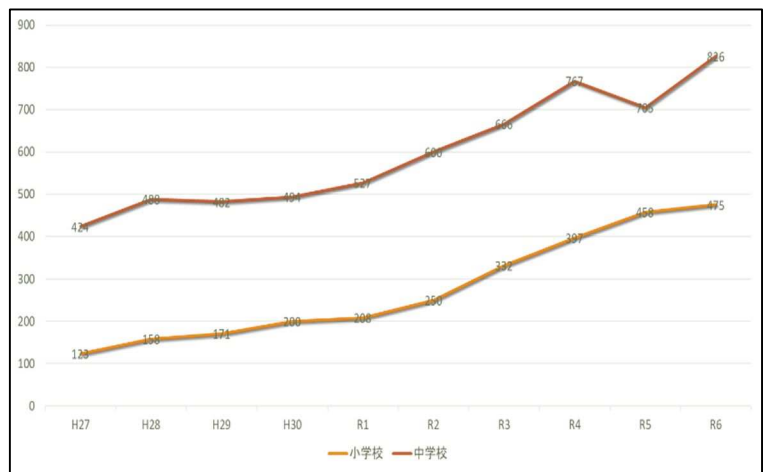
- ・令和6年度の市の不登校児童生徒数は1301人で過去最多となった。
- ・国の「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」に「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」が明記されている。

「校内教育支援ルーム(SSR) 支援員」配置事業の拡充について

不登校の現状



(全国の推移)



(東大阪の推移)

◇校内教育支援ルーム(SSR スペシャルサポートルーム)とは

学校には行けるけれど自分のクラスに入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋(居場所)のこと。

校内教育支援ルーム(SSR) 支援員配置事業

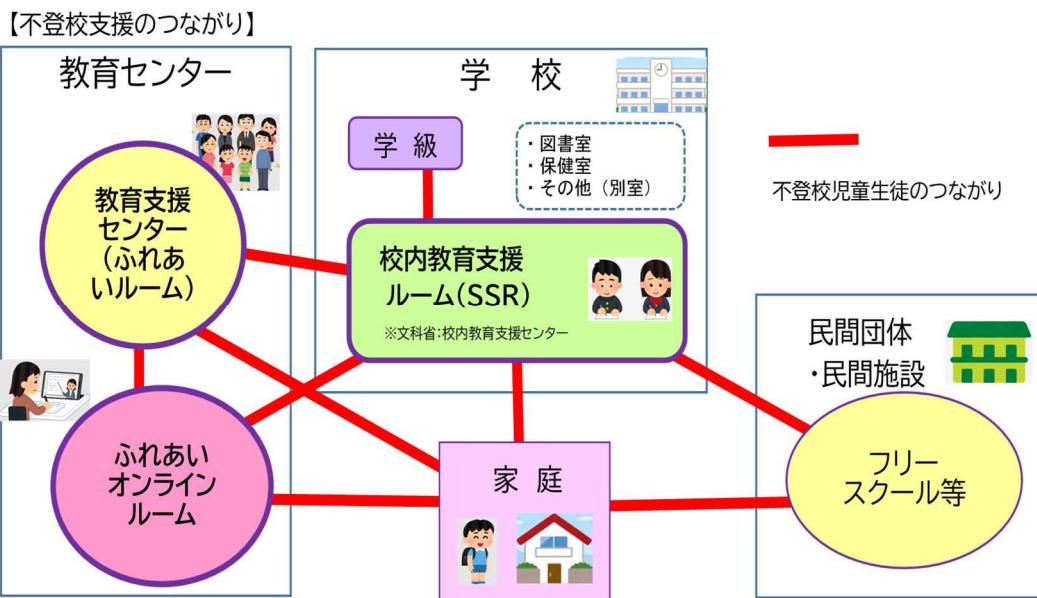
市立小中学校の「校内教育支援ルーム(SSR)」に支援員を配置し、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、学校には登校できるが教室に入れないなどの不登校傾向の児童生徒、心理面などに様々な不安を抱える児童生徒に対して学級以外で過ごせる居場所を確保し、学習支援や相談支援を通して不登校の未然防止や不登校児童生徒の登校復帰を支援する。

○本事業で期待される効果

- ・不登校の予兆段階で早期支援につなげ不登校を未然防止すること
- ・不登校児童生徒の登校復帰を支援し、不登校の長期化を防止すること
- ・学校内の相談体制の強化

※①令和7年度2学期末時点の新規不登校児童生徒数は、前年度と比較して減少傾向にある。

※②令和7年度2学期末時点の学校内外の専門家等につながっていない不登校児童生徒数は、前年度と比較して減少傾向にある。



学校問題解決のための支援体制の構築

(仮称)東大阪市学校問題解決こどもファーストチーム



背景

課題

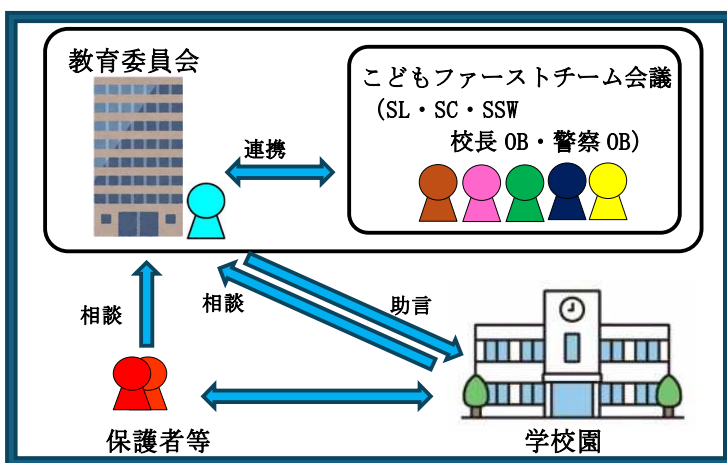
- ・子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、各学校園にて生起する暴力行為やいじめ事象、不登校など対応困難な生徒指導事象が本市において増加傾向にある。また、学校園に対する、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などは、学校運営上の大きな課題となっている。
- ・解決困難な事案対応については、学校園だけで対応するのではなく、様々な専門家を活用した支援が必要となっている。

事業内容

① こどもファーストチームの組織

- スクールロイヤーSL(弁護士)
- スクールカウンセラーSC(臨床心理士または公認心理士)
- スクールソーシャルワーカーSSW(社会福祉士または精神保健福祉士)
- 警察OB
- 校長OB
- 市教育委員会 指導主事(学推;生指P)

②こどもファーストチームの活用



東大阪市こどもファーストチーム (イメージ)

- こどもファーストチーム会議(年間35回)
市内にて生起した生徒指導事象に関して、概要や学校園における直面している課題について共有。併せて、各校における指導方針や進捗状況についても議題として協議。



会議内にて専門家から出た多角的な支援策を各学校園に指導助言を行う。

期待する効果

- ・早期段階で様々な専門家を活用した対応策を検討し、支援を行うことで、事案の重篤化を防ぎ、速やかな問題解決につなげる。
- ・専門家による適時・適切な支援を行うことで、教職員の負担軽減につなげるとともに、学校園における働き方改革を進める。

新たな学び推進支援事業



背景・課題



- 社会全体で急速にデジタル化が進む中、「情報活用能力」や「探究的な学び」の必要性が一層高まっている
- 文部科学省は、児童生徒の情報活用能力の育成、個別最適な学びと協働的な学びの充実、校務のDX化を目的とした「リーディングDXスクール事業」を令和5年度より展開
- 本市リーディングDXスクール事業指定校【布施小】の変容（令和6・7年度）
 - ◆**教員**：従来の授業観からの脱却
 - ◆**児童**：授業に取り組む姿勢が変化（主体的に学びに向かう）
 - ◆**市標準学力調査**：平均正答率の対全国比が改善（同一集団）



市として、学校の取組みを伴走的に支え、学びの質の向上と体制づくりを後押しする必要あり

事業内容

（文部科学省がめざす学びの実現に向けて、）クラウド環境を十全に活用した**新たな学びを推進する拠点校を定め**、大学教授等による年間を通じた**伴走支援の実施と先進校視察**を通して、**拠点校の取組を専門的かつ計画的に支援**するもの。

市内小中学校



A
市
新たな学び推進校

A.市事業による実施

○大学教授等による伴走支援(教員の意識改革)

- 新たな学びの推進に向け、大学教授など専門家に年間を通じた伴走支援を受ける体制を整え、講師謝礼等を措置する。

○先進校の視察による知見の獲得(百聞は一見に如かず)

- 国事業等の指定を受けた先進的な取組を行う学校を視察し、学びのデザインや組織づくりの好事例を収集し、自校の改善に生かす。



B
文部科学省
事業指定校

B.国事業の活用による実施 (予定)

- 文部科学省がめざす学びの実現に向けた国事業に手をあげ、国の補助金を活用して事業（大学教授等による伴走支援・先進校視察による知見の獲得）を展開する。

拠点校によるアウトプット

拠点校は、新たな学びを実現するための**授業デザイン**や**単元構想**、**ICTを効果的に活用した学び**の実践など、具体的な教育実践モデルを創出



【市全体に広く発信】

- 研究発表会（取組みの背景や成果に至るプロセス等）
- 公開授業（教師の役割や子どもたちの学ぶ姿等）
- 指導案等をオンライン上に掲載（教員がいつでもアクセス可）

事業実施で得られる成果

市全体の…

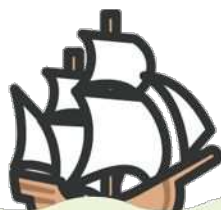
- 受身から能動への意識変化**
（教師の授業観・子どもの学びに向かう姿勢）
- 授業改善が促進**
（従来の授業スタイルからの変化）



ポイント資料：概要版

教育課程企画特別部会 論点整理

(令和7年9月25日)



目次



1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方 ……………p.2～3

2.「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

高次の資質・能力をもとにした一層の構造化・表形式化・デジタル化……………p.4

「学びに向かう力、人間性等」の再整理 ……………p.5

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

柔軟な教育課程編成の促進のイメージ（義務教育段階） ……………p.6

柔軟な教育課程編成の促進のイメージ（高等学校段階） ……………p.7

4.情報活用能力の抜本的向上を図る方策とは？

情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現、情報活用能力を構成する各要素

中学校 情報・技術科（仮称）イメージ……………p.8

5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

標準授業時数の弾力化と時数精選の関係、

学習指導要領の構造化・柔軟な教育課程を契機とした教科書等の改善 ……………p.9

6.豊かな学びに繋がる学習評価の在り方とは？

「主体的に学習に取り組む態度」の評価の見直し、新たな観点別評価の方向性イメージ ……p.10

7.その他の検討事項の方向性は？

(1)カリキュラム・マネジメントの在り方、(2)高等学校入学者選抜、

(3)産業教育、(4)特別支援教育、(5)幼児教育

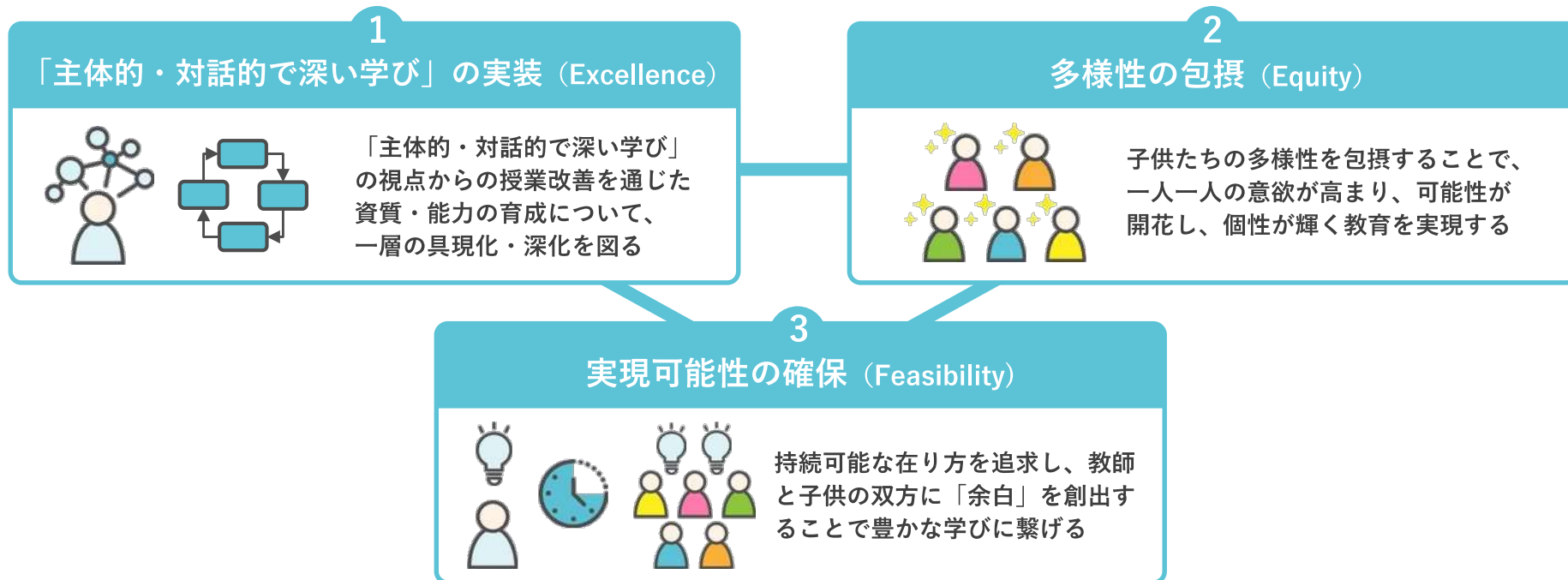
(6)子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善 ……………p.11

8.今後のスケジュール……………p.11

1. 学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～



学びをデザインする高度専門職としての教師

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備

「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに



生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む



1. 学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方



自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成



「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)



当事者意識を持って、自分の意見を
形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした主体的な進路選択の促進

高
中
小
幼

課題設定の充実

グループ探究
個人探究

総合



生きて働く「確かな知識」の習得

興味・関心が広がる
教材・学習方法の選択を促進

自分の意見を表現する活動の充実

探究的な要素を持つ学習活動の充実

家庭学習の内容を自律的に決められるような段階的指導
(家庭学習はじめ学習習慣の確立を含む)

各教科等

児童生徒主体のルール形成や 学校生活改善、行事の創造等 の明確化

(みんなが学びやすいルールや環境
の構築を含む)

納得解を形成しようとする
ことの重要性の明文化

(安易な多数決の回避や少数意見の
吟味)

特別活動

考え、議論する 道徳の徹底

(主体的な判断の重
要性、知・徳・体の
調和のとれた発達に
向けた、道徳的価値
の対立を乗り越える
必要性や道徳的実践
の強調)

道徳

言葉を用いて思考を深めていく指導

他者と関わり協同する力の育成

多様な子供を誰一人取り残さない
視点としての個別最適な学び
と協働的な学びの一体的充実

科学的知見も生かした
効果的な指導計画・授業方法
児童生徒の学習方略の指導

障害や認知特性等、多様な
実態を踏まえた調整
(教科等、家庭学習含む)

全ての活動の基盤として
の心理的安全性の確保

学びをデザインする高度専門職としての教師

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備

「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

総合的な勤務環境整備

2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

高次の資質・能力をもとにした一層の構造化・表形式化・デジタル化



子供たちに育む資質・能力が分かりやすく、日々の授業づくりの際に教師一人一人が使いやすい学習指導要領とするため、「構造化・表形式化・デジタル化」を一体的に進め、「深い学び」を授業で具現化しやすくする。

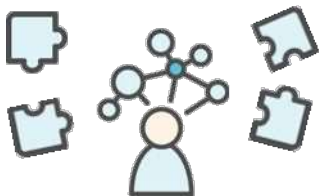
＼生きて働く／ 知識及び技能

他の学習や生活の場面でも活用できる

高次の資質・能力

知識及び技能に関する統合的な理解

個別の知識や技能が相互に関連付けられて一般化され、統合的な理解となった姿



(例)関数を使えば未知の状況を予測できる

社会や生活で直面する未知の状況でも課題解決に繋げていけるよう「質」を高めることが重要

資質・能力の「深まり」の可視化

個別の知識や技能

知識① 知識② 知識③ 知識④



(例)比例・反比例の理解 / 1次方程式の解き方 等

ある程度の知識・技能なしに思考・判断・表現することは難しいし、思考・判断・表現を伴う学習活動なしに知識の深い理解と技能の確かな定着は難しい

資質・能力の「一体的育成」の可視化

＼未知の状況にも対応できる／ 思考力、判断力、表現力等

知識・技能を活用しながら、未知の場面でも課題を解決できる

高次の資質・能力

思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮

複雑な課題の解決に向けて、個別の思考力、判断力、表現力等を組み合わせたり選んだりして総合的に働かせた姿



(例)現実の事象を数式でモデル化し、未知の状況を予測して、具体的な解決策を選択する

資質・能力の「深まり」の可視化

個別の思考力、判断力、表現力等



(例)二つの数量の変化・対応関係を見つけて式やグラフを用いて考察する 等

※論点整理における「中核的な概念の深い理解」「複雑な課題の解決」について、総則・評価特別部会における議論を踏まえ、「知識及び技能に関する統合的な理解」「思考力、判断力、表現力等の総合的な理解」（総称して「高次の資質・能力」）に更新して記載

※「高次の資質・能力」は、個別の資質・能力が深まることで至る、「統合的な理解」や「総合的な発揮」を指し示すものであり、個別の資質・能力との関係で重要性の軽重を意味するものではない。

2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

「学びに向かう力、人間性等」の再整理



「学びに向かう力、人間性等」の要素間の関係を構造化することで、学校現場の実践に繋がりをやすくする。



【現行の記述】

「学びに向かう力、人間性等」として多岐にわたる要素が列記されているが、それらの**全体像や関係性が分からない**

児童が「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。

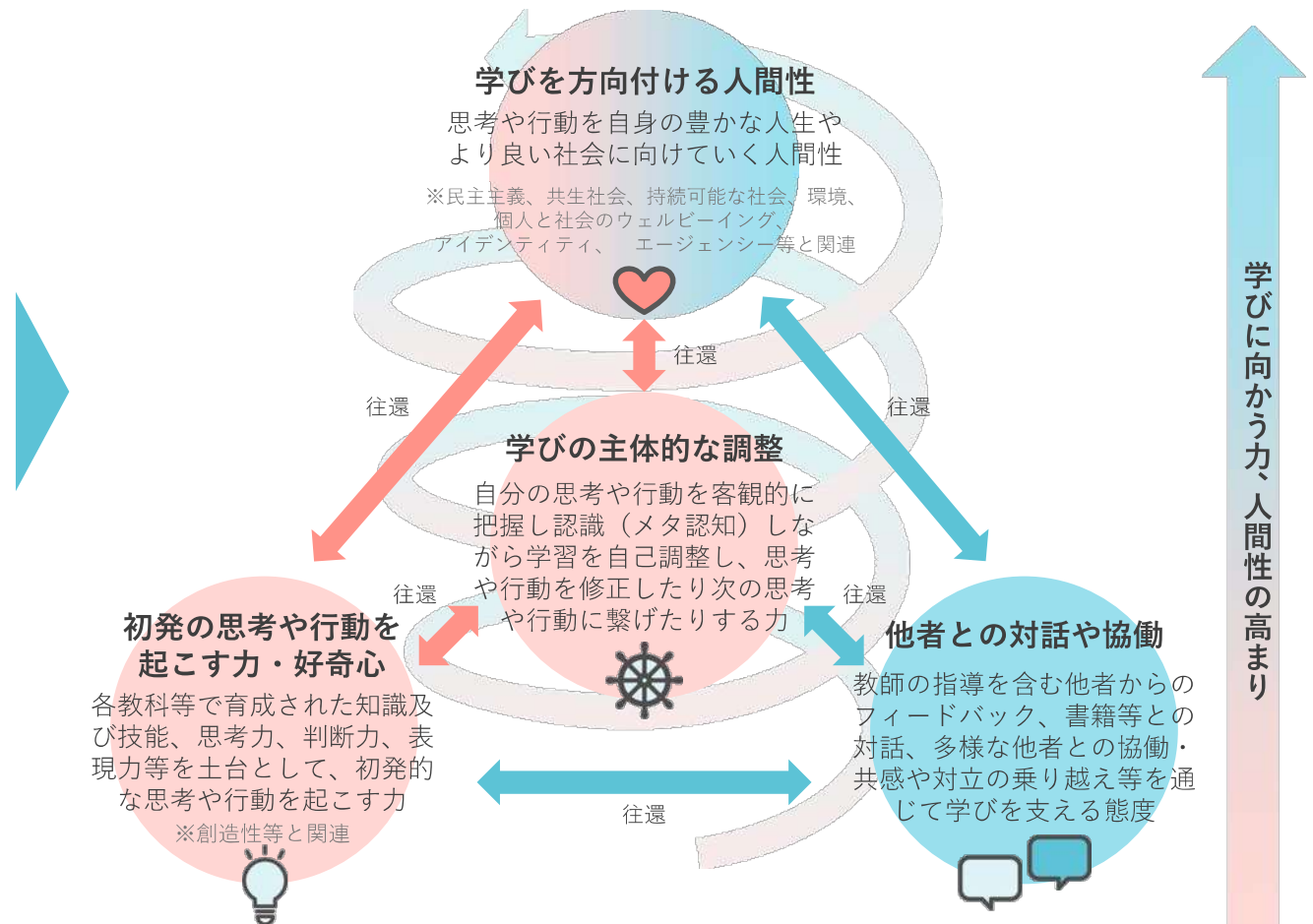
(中略)

児童一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、**主体的に学習に取り組む態度**も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「**メタ認知**」に関わる力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で児童が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。

また、**多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等**に関するものも幅広く含まれる。

【今後の整理イメージ】

変化が激しい不確実な社会の中で、学びを通じて自分の人生を舵取りし、社会の中で多様な他者とともに生きる力を育む

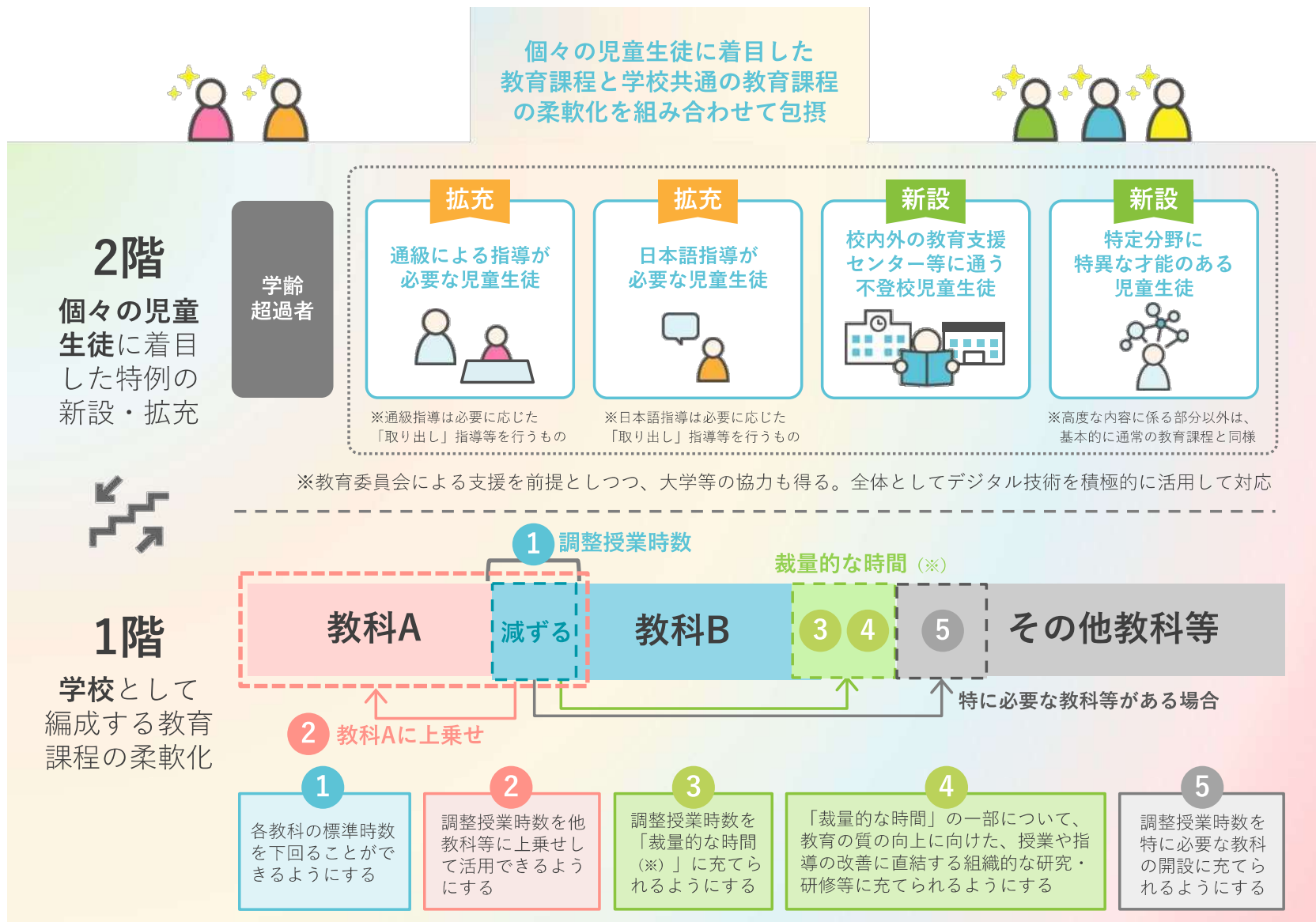


※「初発の思考や行動を起こす力」と、「学びの主体的な調整」「他者との対話や協働」との往還を通じ、粘り強く継続的に思考・行動する経験が繰り返され、「学びに向かう力、人間性等」が育まれる

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

柔軟な教育課程編成の促進のイメージ（義務教育段階）

学校共通の教育課程（1階）と個々の児童生徒に着目して編成する教育課程（2階）の柔軟化を組み合わせることで多様な子供たちを複層的に包摂する。



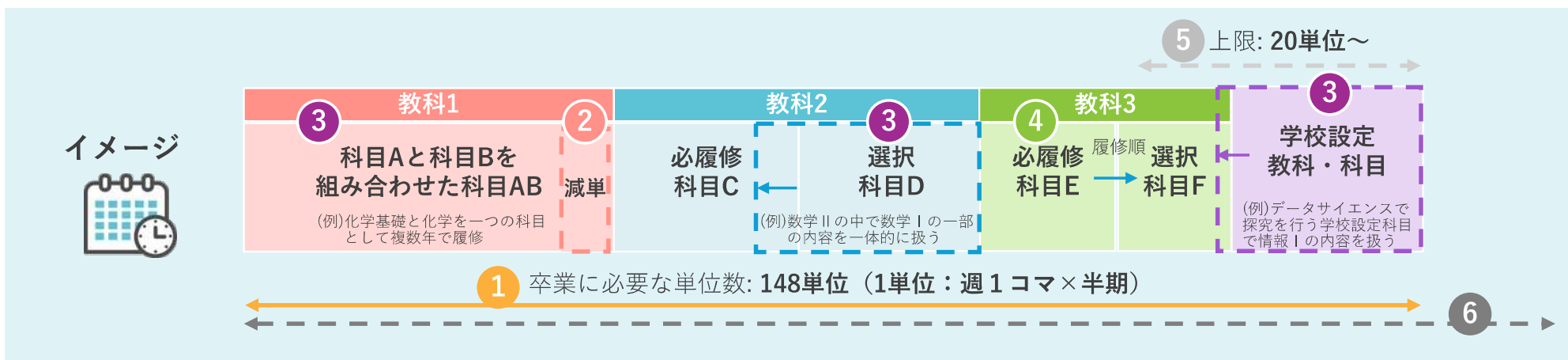
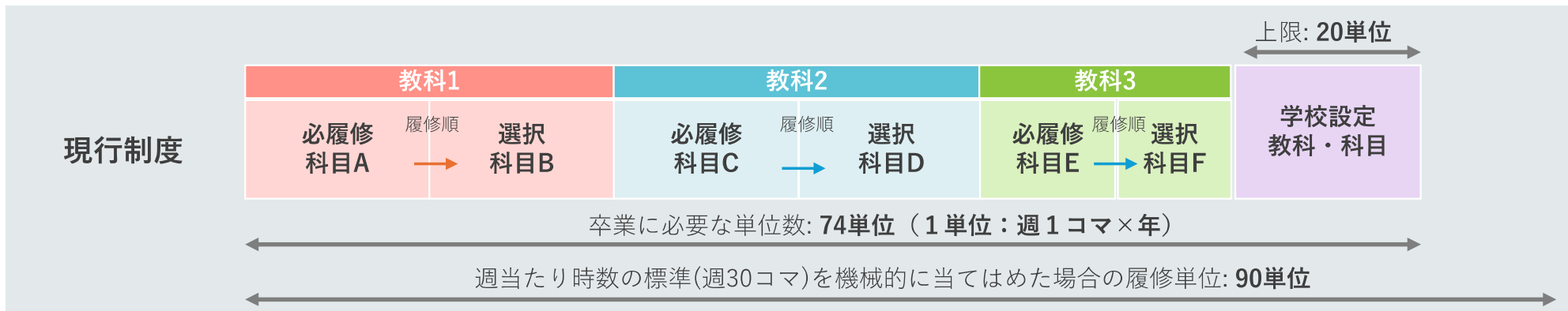
(※) 児童生徒の個性や特性、実態に応じた学習支援など、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育プログラムを実施するための裁量的な時間
 (基本的な概念の獲得や意味理解を伴った確かな知識の習得、認知の特性に応じた学力保障、学習方略に関する指導、個人探究を伴う体験活動、ソーシャルスキルトレーニング等)

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

柔軟な教育課程編成の促進のイメージ（高等学校段階）



教科・科目の柔軟な組み替え、標準単位数の細分化、履修免除の仕組みの創設などにより、単位制を大幅に柔軟化。多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程編成を可能とする。



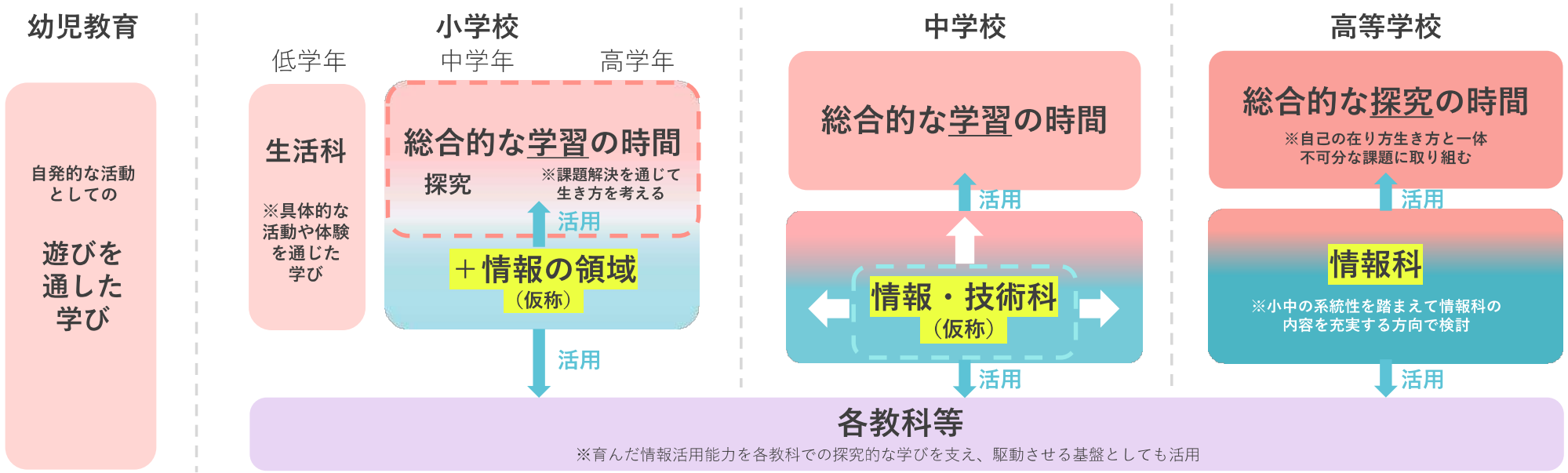
- 単位数を細分化し、学期ごとの単位の認定や、細かな増単・減単をしやすくする
- 複数科目を一体的に指導する場合の減単を可能とする
- 必修を含む科目統合などを学校判断で柔軟に運用できるようにする
- 外国語の外部試験で内容を十分に修得していることが明らかな場合など、一定の条件下で履修免除や振り替えを認められるようにする
- 学校設定科目の修得単位数を増やす（現行は20単位まで）
- 週当たり授業時数の標準（週30コマ）を示さない方向で検討

4.情報活用能力の抜本的向上を図る方策とは？

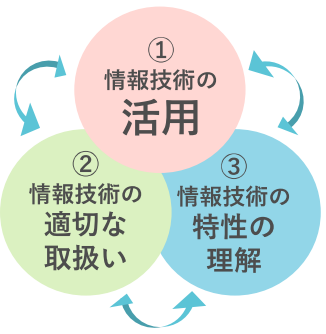
情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現



情報活用能力を各教科も含めた探究的な学びを支える基盤と位置づけ、小中高を通じた体系的・抜本的な教育内容の充実を行う。デジタルの負の側面にも対応しながら情報技術を自在に活用して課題解決ができる人材を育成する。



情報活用能力を構成する各要素



- ①**情報技術の活用**
情報技術の基本的な操作及び情報技術を活用した情報の収集、整理・比較、発信・伝達等に関すること
- ②**情報技術の適切な取扱い**
情報技術を扱う際の留意事項に関すること (情報モラル、権利と責任等)
- ③**情報技術の特性の理解**
情報技術の特性の科学的な理解に関すること (コンピュータの仕組み、データ活用等)

小学校段階
体験的な活動を重視し、「①活用」を中核としながら、「②適切な取扱い」、「③特性の理解」と相まって培う

中学校段階以降
各要素の内容を深めつつ、より抽象的・科学的な理解を必要とする「③特性の理解」を一層重視

中学校 情報・技術科 (仮称) イメージ

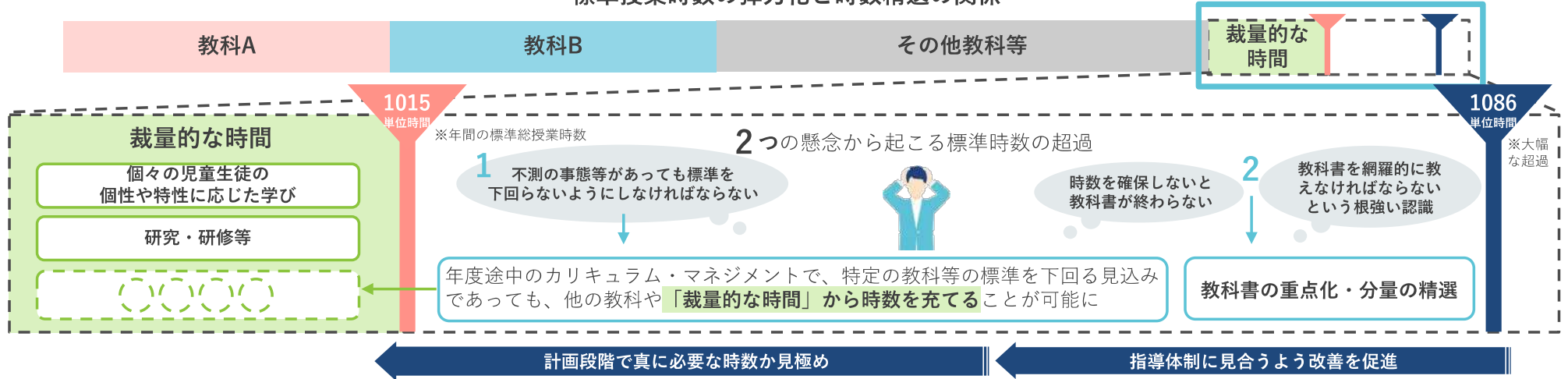


5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

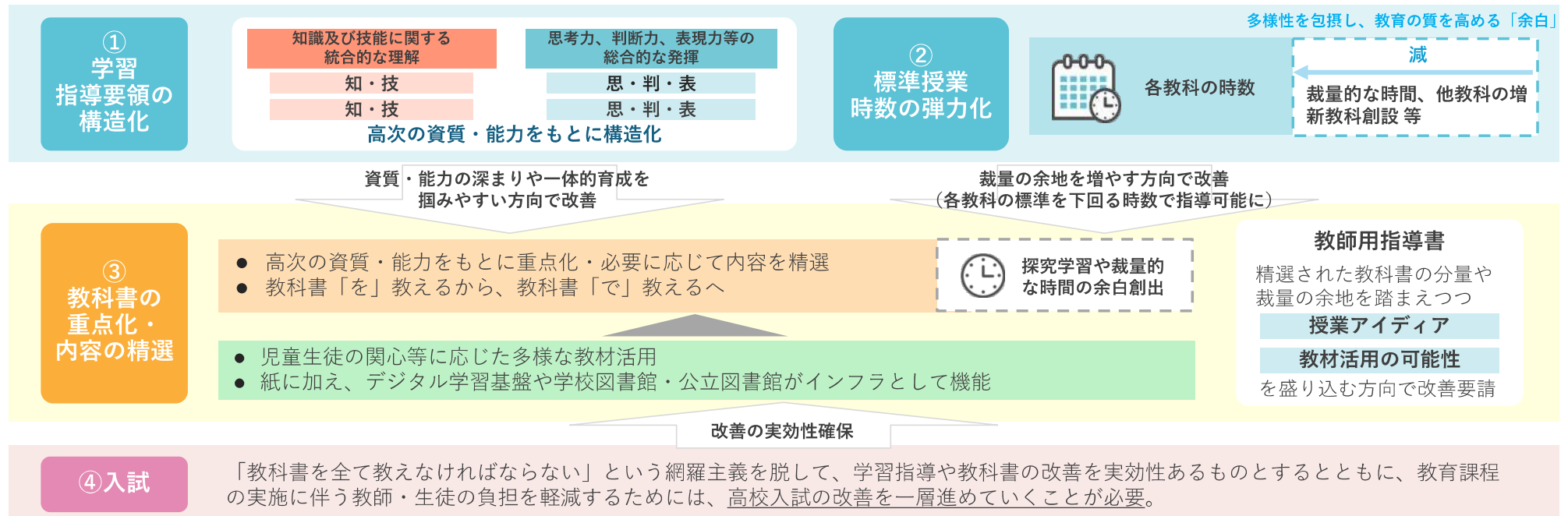


週当たりの時数の見直しや標準授業時数の弾力化、学習指導要領の構造化、教科書等の改善など総合的に対応。教師と子供たちに「余白」を生み出し教育の質の向上を図る。

標準授業時数の弾力化と時数精選の関係



学習指導要領の構造化・柔軟な教育課程を契機とした教科書等の改善



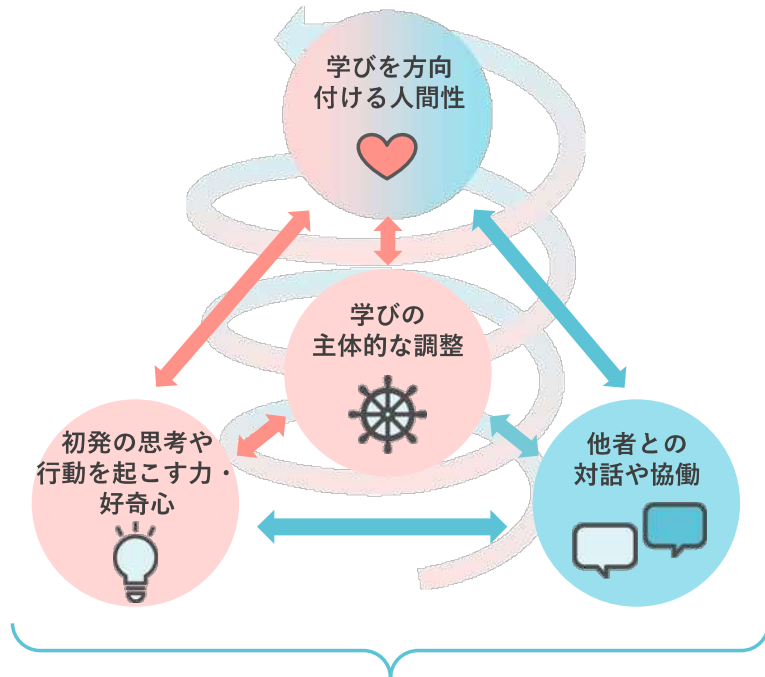
6.豊かな学びに繋がる学習評価の在り方とは？



資質・能力の育成に真に繋がる学習評価としていくため、その育成や評価を重視することを前提としつつ、「学びに向かう力、人間性等」の評価についてはその特質にあった評価となるよう評価方法を改める。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価の見直し

学びに向かう力、人間性等を構成する要素はあらかじめ整理

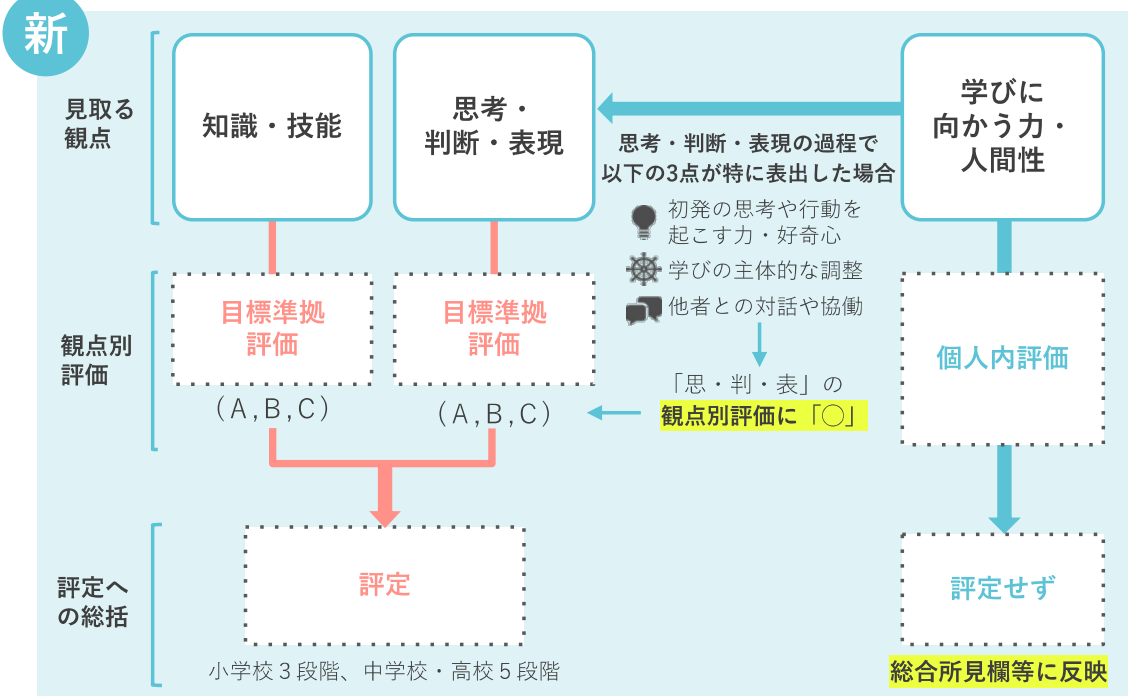
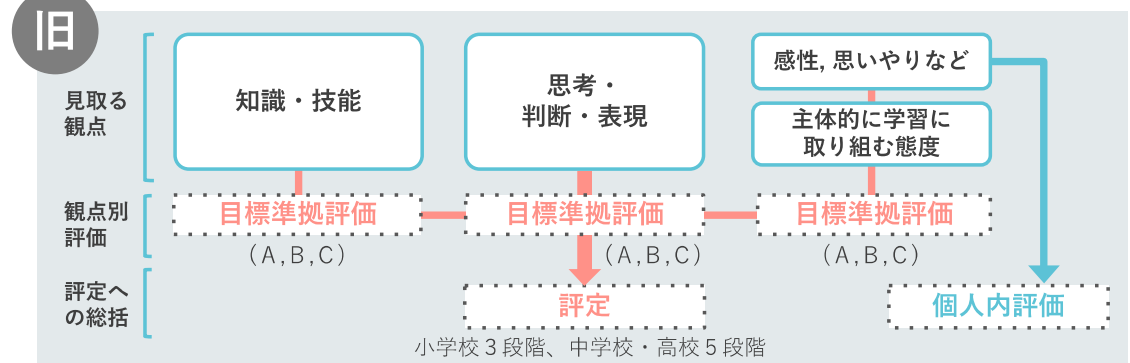


4つの要素を踏まえ、各教科等の目標に反映

学習指導要領の目標（学びに向かう力、人間性等）



新たな観点別評価の方向性イメージ



- 学習の自己調整を含めた「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力が一層重要となることを踏まえ、その効果的な育成を図るために、特質に応じた評価の在り方に改善を図るものであり、「学びに向かう力、人間性等」の評価を「しなくてもよくなる」「軽視してよい」といった誤った理解とならないよう、具体的な運用の設計と趣旨の周知・徹底を図る必要がある。
- 「思考・判断・表現」の観点別評価に「○」を付記した際、それを教育課程の実現状況の総括的な評価である評価に一定程度加味することの適否については、引き続き総則・評価特別部会で検討を深める。

7. その他の検討事項の方向性は？

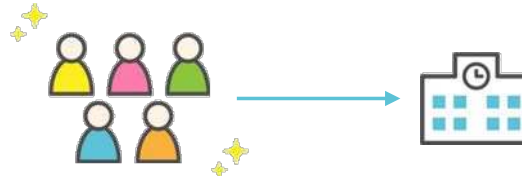
(1) カリキュラム・マネジメントの在り方

教師にとって意義を感じられる日常の取組となるよう、カリキュラム・マネジメントの考え方を整理



(2) 高等学校入学者選抜

多様な子供の個性・特性を踏まえた選抜の充実や中学校以下との円滑な接続に資する高校入試の改善



(3) 産業教育

産業構造の変化などを踏まえて産業教育の教育課程を改善



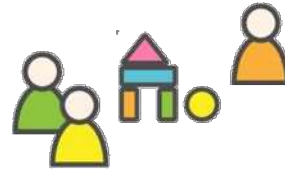
(4) 特別支援教育

通常の学級における合理的配慮の提供、通級による指導を受ける場合の教育課程の特例的な取扱いの見直し、自立活動の指導などを充実



(5) 幼児教育

すべての幼児教育施設において、遊びの中で直接的・具体的な体験を通じた学びを保障するために幼児教育を充実

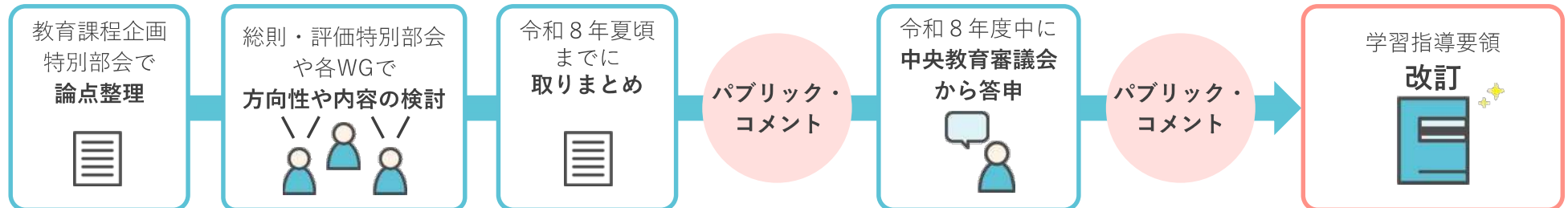


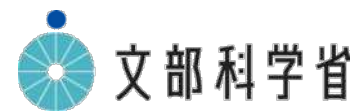
(6) 子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善

特別活動において児童生徒が主体となってルールの形成や学校生活の改善に関わるようにするなど、子供が主体的に社会参画するための教育を充実



8. 今後どのように検討を進めるのか？





文部科学省ホームページ

教育課程企画特別部会 論点整理

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00010.html

東大阪市立学校園の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

東大阪市教育委員会

目 次

1. 計画策定の趣旨 P1
2. 計画の対象 P1
3. 目標 P2
4. 計画の期間 P3
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . P4
6. 進行管理 P5

1. 計画策定の趣旨

令和5年に改訂された「東大阪市教育行政に関する大綱」には『変化の激しい社会の中で、誰一人取り残されず、一人ひとりが幸せと思える生き方と社会環境を創造し、個人と地域社会のウェルビーイングが高まる教育をめざす』と掲げられている。

この実現に向けては、日々、教育職員が健康な状態で、いきいきと子どもたちへ接することのできる環境が必要不可欠である。

しかしながら、学校教育を支える教育職員の労働状況は依然として厳しく、喫緊の課題として、この間、本市教育委員会としても、サポート職員の配置や業務内容の見直し、DX化の推進など「学校における働き方改革」を進めてきたところである。

そういったなか、令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」において、文部科学大臣が定める指針に即して、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表や計画の実施状況の公表が義務付けられた。

これを受け、本市教育委員会としては、あらためて教育職員の働きやすさと働きがいの両立をめざし、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図り、子どもたちにとってよりよい教育へつなげていくため、本計画である「東大阪市立学校園の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定するものである。

2. 計画の対象

本市立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校に在籍する教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定するものをいう。）を対象とする。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）

第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。

2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。）、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

3. 目標

◎本計画において目指す目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均を30時間以下にする。(1人あたり)
- ・ 1箇月の時間外在校等時間が45時間以上の教育職員の割合を0%にする。
- ・ 1年間の時間外在校等時間が360時間以上の教育職員の割合を前年度より減少させる。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	1箇月の時間外在校等時間 (1人あたり平均)	1箇月の時間外在校等時間 が45時間以上の教育 職員の割合	1年間の時間外在校等 時間が360時間以上 の教育職員の割合
幼稚園 (幼稚園型認定 こども園を含む)	20.2時間	2.15%	14.3%
小学校 (義務教育学校の 前期課程を含む)	23.6時間	15.3%	35.9%
中学校 (義務教育学校の 後期課程を含む)	36.1時間	36.4%	60.5%
高等学校	30.1時間	23.0%	47.5%

※在校等時間とは(令和2年1月17日付け元文科初第1335号)

基本とする時間	・ 在校している時間
加える時間	・ 校外において職務として行う研修や児童 生徒の引率等の職務に従事している時間 ・ 各地方公共団体で定めるテレワークの時間
除く時間	・ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間 ・ 休憩時間

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標

- ・教育職員の年次有給休暇の平均取得率（取得日数／当該年度に付与された日数）を次のとおりとする。（1人あたり）

幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)	60.0%以上
小学校 (義務教育学校の前期課程を含む)	90.0%以上
中学校 (義務教育学校の後期課程を含む)	90.0%以上
高等学校	90.0%以上

【令和6年度の年次有給休暇の平均取得率の状況】

	年次有給休暇の平均取得率（1人あたり） (取得日数／当該年度に付与された日数)
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)	51.8%
小学校 (義務教育学校の前期課程を含む)	80.8%
中学校 (義務教育学校の後期課程を含む)	80.6%
高等学校	89.4%

4. 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

※計画の策定を規定する国の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」において、政府は令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしていることから、本計画は令和11年度までの4年間とする。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

(1) 教育職員の負担軽減のための取組

●業務委託や外部人材の活用

- ・学校がスクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察OB等の専門家を積極的に活用できる環境を整備すること等により、子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化する中で生起する生徒指導事象等に対して、迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。
- ・部活動指導員の配置拡充を進めることにより負担軽減に努める。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、生徒指導関係の校内会議へ参画することにより、専門的な知見を活用しつつ教育職員と連携・協働した支援体制を構築する。
- ・校内教育支援ルーム（SSR）支援員の配置を拡充し、不登校傾向の児童生徒や不登校から学校復帰する児童生徒への支援体制を構築する。
- ・学校外の水泳施設を活用（水泳指導の民間委託）することにより、学校プールの管理に関する負担軽減を図る。

●業務の効率化

- ・情報通信技術支援員が指導者用端末や児童生徒用端末などのICT機器、ネットワーク設備の保守・管理業務を積極的に行う。
- ・汎用クラウドツールや生成AIの効果的な活用等により、学校園事務や会議のスリム化、効率化、確実化を図る。
- ・アカウント連携基盤システムの導入により、教育職員自身の各システムの共通ログイン機能においてログイン入力の手間を削減する。また、新入生や転入生の各システムへのアカウント登録を連携させることで、アカウント登録や管理の作業を削減する。

●業務分担の見直し等

- ・留守家庭児童育成クラブでのトラブルや苦情等についての相談窓口を周知徹底する。
- ・学校体育施設等開放事業において、施設の使用や減免の申請書等の事務負担の軽減を図る。

(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・ 定時退勤日を週2回以上設定するよう推進する。
- ・ 長期休業等の期間中に10日間の一斉閉校（園）期間の設定を行う。

6. 進行管理

取組の着実な実行を図るため、教育委員会において各校園の教育職員の在校等時間の状況や年次有給休暇取得の状況などを把握し、課題がみられるときは、当該学校に対し、聞き取りや指導等を行うとともに、管理職に対し、自校園の状況等を分析し、必要な改善等を講じるよう定期的に啓発等を行う。また、毎年度、本市教育委員会のホームページにて達成状況を公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告するものとする。